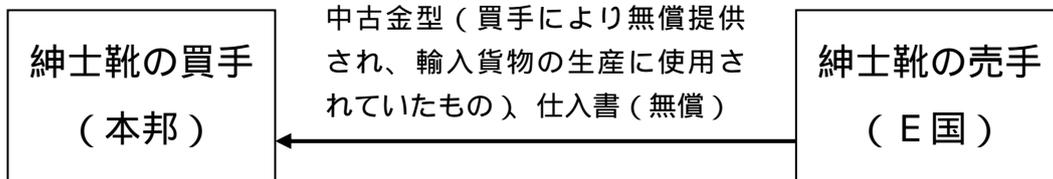


1. 輸入貨物の生産に使用していた金型を輸入する場合の

その金型の課税価格



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から紳士靴を購入（輸入）しています。

当社は、輸入貨物の生産に使用する金型を当社と特殊関係にないE国の金型メーカーから購入し、売手に無償で提供していただきましたので、その金型を使用して生産した貨物を輸入する際には、金型の取得価格を基に算出した額を課税価格に算入していました。

今般、当社は、この貨物の生産が完了したため、売手との取引を終了することとし、その金型を本邦へ輸入し、廃棄します。売手から送付された金型の仕入書には、「No Commercial Value」と記載され、売手が便宜上記載した価格が示されています。

この場合、輸入貨物である金型の課税価格は、どのように計算するのですか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が輸入する金型の課税価格は、関税定率法第4条の4を受けた同法施行令第1条の12第2号に規定する「関税評価協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法」により、その金型の価値を合理的な根拠で示す資料に基づき計算されることとなります。

（理由）

上記の取引において、貴社が輸入する金型は無償貨物であり、輸入取引（売買）によらない輸入貨物ですので、原則的な方法である「輸入貨物の取引価格による方法」により、その課税価格を決定することはできません。

したがって、関税定率法第4条の2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法）以下の規定により課税価格を計算することとなります。

貴社が輸入する金型は、既に使用された中古品であることから、同種又は類似の貨物がなく、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」により課税価格を決定することができません。

また、貴社は、この金型を国内販売せず、また、特殊関係にない輸出国の金型メーカーから製造原価を聴取できないことから、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」により課税価格を決定することができません。

したがって、同法第4条の4（特殊な輸入貨物に係る方法）により課税価格を計算することとなります。

この場合、同法施行令第 1 条の 12 第 1 号に規定する合理的な調整を加えても「輸入貨物の取引価格による方法」、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」によりその金型の課税価格を計算することができません。

よって、この輸入貨物の課税価格は、同法施行令第 1 条の 12 第 2 号に規定する関税評価協定の規定に適合する方法として税関長が本邦において入手できる資料に基づき計算する方法であって、合理的と認められるものにより計算されることとなります。

この金型は輸入後に廃棄されるものですが、合理的な根拠を示す資料により、その金型の価値を示す残存価格を計算できる場合、その価格からこの輸入貨物の課税価格を計算することができます。

なお、この金型が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃等も輸入貨物の課税価格に算入されます。

【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項、第 4 条の 2、第 4 条の 3、第 4 条の 4

関税定率法施行令第 1 条の 12 第 1 号、第 2 号

関税定率法基本通達 4 - 1 の 2(1)イ、4 の 4 - 1、4 の 4 - 2

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)